

# 補助事業 Q&A

令和8年（2026年）4月

北海道経済部GX推進局

GX推進課

## 共通

### Q 新エネルギーとは、どのようなものを指しますか。

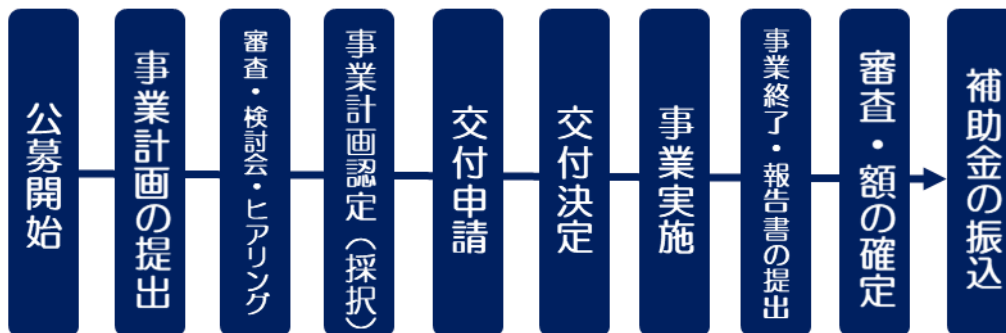
新エネルギーとは、非化石エネルギーのうち、技術的には実用段階にあるものの、経済性のハードルから普及が十分に進んでおらず、利用促進を図るべきエネルギーです。

詳細は、当課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/65581.html>

### Q 大まかな補助事業の流れを知りたいです。

本補助事業の一般的な流れは、以下のとおりです。



### Q 補助事業は、広域連合や一部事務組合による事業も対象となりますか。

特別地方公共団体である広域連合や一部事務組合は、複数の市町村の共同体として補助対象となります。

### Q 事業の「着手」「完了」とは、何を指しますか。

事業の着手とは、一般的に発注や契約のことを指します。

完了とは、工事や納品が終わり、支払いが完了した状況を指します。

※年度内に事業が完了するように、適切なスケジュール管理を徹底してください。

### Q 補助金の交付決定前における工事等の着手は可能ですか。

補助金交付決定後に事業を着手することが基本です。しかし、補助金の交付決定日以後の着手では事業実施の適期を逸する場合や、その他に着手する適当な理由がある場合は、道が着手を承認することがあります。

補助金交付決定前に着手するには、指令前着手届を提出し、着手の承認を受けていただく必要があります。希望される場合は、事前に御相談ください。

※指令前着手の承認は、補助金が交付されることを保証するものではありませんので、ご留意の上、指令前着手届を提出してください。

Q

事業が予定より遅れており、補助金等交付申請書に記載した事業完了の予定日を超過しそうです。どうすればよいですか。

計画段階において想定できなかった状況の変化やトラブルの発生などにより、予定の実施期間を超えることが想定される場合は、速やかに道の担当者に連絡願います。

また、このような事態が発生しないよう、適切な事業期間の設定を行ってください。

なお、当初事業計画の年度を超える超過は、大規模災害等による真にやむを得ない場合を除き認められませんので、十分留意してください。

Q

「新エネルギー設備導入事業」などの対象要件として「他の道事業に採択されたことがない事業」とする理由は何ですか。

同一事業に対し道補助金が多重に交付されることは、道の施策や公的資金の有効性を損なわせ、公平性の点でも問題があることから、複数の道補助金を財源構成としないようご留意願います。この取扱いは、道補助金の財源が全額国費の場合でも同じです。

## 補助対象の考え方

Q

「新エネルギー設計支援事業」で、新エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及び当該設計に要する調査事業を補助対象としていますが、どのようなものを指しますか。

新エネルギー設備の導入を前提とした調査・設計事業を指します。一方、新エネ設備の導入可能性の調査といった事業は、該当せず、補助対象外となります。

Q

「新エネルギー設備導入支援事業」等において、補助対象として認められる付帯的な建築物とはどのようなものでしょうか。

設備の稼働に必要不可欠で、かつ、一体的に整備される最小限の建築物と認められるものが補助対象となります。有識者会議においても、補助対象としての適切性について審査します。

Q

「新エネルギー設備導入支援事業」などで、省エネルギー設備を導入する場合、設備導入前と比較し、エネルギー消費量の年率 10%以上の削減効果が見込まれることが要件とされています。新設の場合、どのように比較するのですか。

新設で比較対象となる設備がない場合、導入する設備と同規模の設備を導入した場合を想定して比較してください。（例えば、LED 照明を導入する場合は、同規模の非 LED 照明を導入した場合と比較するなど）

Q

法人事業者を対象とした「新エネルギー設備導入支援事業」で実施する、公共性の高い新エネルギー設備の導入とはどのようなものですか。

一例として、市町村と防災協定等を締結し、非常時に太陽光発電設備及び蓄電池を活用し、住民がスマートフォン等の充電を行える仕組みを構築する事業や、PPA モデルにより複数の公共施設に太陽光発電設備や蓄電池を導入する事業等を想定しています。

Q

「地熱井掘削支援事業」において、温泉を入浴施設で利用する事業は対象となりますか。

交付要綱等で「熱利用は浴用以外に利用するものであること」としており、浴用に利用するための地熱井掘削は補助対象外です。

なお、入浴施設内の暖房としての利用や、暖房などエネルギー利用後の温水を足湯や融雪に利用するといった2次利用（カスケード利用）は補助対象です。

Q

「新エネルギー設備導入支援事業」等において、重油ボイラーを使用している工場からの排水の熱を利用する事業は対象となりますか。

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例施行規則」で「工場、変電所等から排出される熱その他の排出されている熱を再利用して得られる熱又はこれを変換して得られる電気」が新エネルギーとして定義され、工場から排出される熱の再利用は対象となります。

Q

「新エネルギー設備導入支援事業」等において、燃料電池について、太陽光発電などと組み合わせて導入する場合、補助対象となりますか。

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例施行規則」で新エネルギーの定義として、「燃料電池を利用して発生させる電気を利用すること」とあり、燃料電池を導入してその電気を利用する事業は対象となります。

Q

「新エネルギー設備導入支援事業」において、農業施設にバイオガスプラントを整備し、精製したガスを輸送して、公民館の高効率給湯器で使用するなど、新エネ設備と省エネ設備の導入先が別々である場合、省エネ設備は補助対象となりますか。

新エネ設備と省エネ設備の導入先が、別々の施設となる場合であっても、導入する新エネ設備の導入効果を増大するもので、同時一体としての導入であれば補助対象となります。

例えば、

- ・ 導入する新エネルギー設備で生産されたエネルギーを使用する
- ・ 市町村の脱炭素化や新エネ導入に関する計画において、新エネの導入と省エネの取組を促進することが位置づけられている区域内で、新エネルギー設備と省エネルギー設備を導入するなどが想定されますが、様々なケースが考えられますので、ご連絡願います。

Q

「ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業（計画等作成）」について、区域施策編の策定に活用することは可能でしょうか。

区域施策編の策定のための活用は対象外となります。「ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業（構築）」のための計画策定に活用いただくことを前提としています。

## 他の助成制度の活用

Q

国庫補助事業など他の補助制度の併用はできますか。

国庫補助事業など他の補助制度の併用の可否については、原則、下表のとおりです。各補助制度により併用の取扱いが異なりますので、複数の制度の活用を検討する事業者は、事前にご相談ください。（担当省庁にも、当該補助金との併用が可能か確認願います。）

事業名	国庫補助事業など他の事業との併用可否
①地域新エネルギー導入加速化調査支援事業	×
②地熱資源利用促進事業	×
③ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業	○
④ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業（計画等作成）	×
⑤ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業（構築）	○
⑥ゼロカーボン・イノベーション構築支援事業	○
⑦新エネルギー設計支援事業	×
⑧新エネルギー設備導入支援事業	○
⑨地熱井掘削支援事業	○

Q

国庫補助事業を併用する場合の道補助金要望額の算定方法を教えてください。

国の補助制度を併用する場合の道補助金の額の算定手順は、次のとおりです。

- 1 国庫補助金の交付見込額を算定（以後、内示額を把握）
- 2 補助対象経費から上記国庫補助金を控除して補助率を乗じた額を算定
- 3 上記1及び2のうち、低い方の額を道補助金額とします

なお、事業計画書の提出時に国庫補助額の内示がない場合は、国庫補助金を申請している旨記載し、道補助金単独の申請をした場合の申請額を記載してください。申請後、国の内示があった際には、速やかに報告するとともに、上記算定手順に則って道補助金額を再度算定し、事業計画書を再提出してください。

※実施する事業に対して部分的な国費補助を受ける場合（事業のうち電気自動車のみ国庫補助金を受ける場合など）について、補助対象経費から充て可能な国費補助額を減じたものに、補助率を乗じた額での算定を適用する場合があります。

Q

国庫補助事業を併用する事業の計画認定はいつになりますか。

道の補助額算定が、当該事業への国庫補助額の内示後となるため、計画認定はその後となります。